

○ 春日井市火災予防違反処理規程事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市火災予防違反処理規程（平成15年春日井市消防本部訓令第2号。以下「規程」という。）に基づく事務処理を行うために必要な事項を定める。

(違反処理基準)

第2条 規程第4条第1項に定める違反の処理基準（以下「違反処理基準」という。）は、別表のとおりとする。

(事務処理の担当者)

第3条 規程第5条に定める違反の調査を行う者（以下「違反処理担当者」という。）は、査察又は法令違反対象物を担当する予防課の消防吏員のほか、消防長が特に命じる者で消防司令補以上の階級にある者とする。

(違反の調査)

第4条 規程第5条に定める違反の調査は、当該違反事案について、警告、命令等の措置を検討するうえで、査察結果等により既に把握した事実関係の内容に不足が生じたときに行うものとする。

2 違反処理担当者は、前項の調査を行った場合は、調査した結果を違反調査報告書（規程第1号様式）に写真等必要な資料を添付し、すみやかに消防長に報告するものとする。

(違反調査に係る留意事項)

第5条 規程第5条に定める違反の調査を行う場合の留意事項は、消防法（以下「法」という。）第4条、法第16条の5の規定を遵守するほか、次のことに努めること。

- (1) 民事不介入につとめること。
- (2) 消防法令に定める権限の範囲内で行うこと。

(3) 無用の紛争をさけるため、言動に注意すること。

(違反事実の特定)

第6条 規程第5条に定める違反の調査により、明らかとすべき違反事実は、次のとおりとする。

(1) 違反事実の根拠法条並びに警告及び命令措置の可能性を確認すること。

(2) 違反事実の根拠法条に対する構成要件を充足しているかを確認すること。

(3) 故意犯としての犯罪が成立するためには、理論上、事実の確認があれば足りるものであるが、事実上、法に違反していることの認識の確認を行うこと。

2 違反者の特定にあたっては、履行義務のない者を違反処理の客体にしないよう、建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書、賃貸借契約書、委託契約書及び住民票の写し等で確認すること。

3 資料の収集にあっては、法第4条及び法第16条の5に定める資料提出命令、報告徴収又は危険物の収去の権限を有効に活用すること。

4 違反事実の特定に必要があるときは、関係行政機関に対し、関係資料の閲覧又は交付を求めること。

(質問調書の作成)

第7条 違反処理担当者は、規程第5条に定める違反の調査を行う場合で、違反者、目撃者等の関係のある者（以下、「関係者等」という。）の供述内容が違反者や違反事実を特定する重要な証拠になると認める場合は、質問による答弁の内容を質問調書（第1号様式）により録取するものとする。

2 前項の質問調書に録取すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 違反対象物と被質問者との関係

(2) 違反対象物の業態及び事業内容

(3) 違反対象物内の居住者及び従業者の状況

- (4) 違反の始期
- (5) 違反事実の認知状況
- (6) 情状
- (7) その他違反事実の裏付け上必要と認める事項

3 第1項の質問調書の作成にあたっては、被質問者の署名を求めるとともに作成者の署名をするものとする。

4 前項の規定に基づく被質問者の署名を拒否された場合は、その旨を質問調書に記載しておくこと。

(実況見分調書の作成)

第8条 規程第6条に定める違反処理を行うに際し、違反事実の特定に必要があると認める場合は違反の事実について見分を行い、違反の状況を記録した写真を活用して実況見分調書(第2号様式)を作成するものとする。

2 前項の実況見分調書には、違反の特定に必要な事実のみを記載すること。

3 前1項の見分においては違反事実の確認のため、積極的に写真を活用して証拠の保全に努めるものとする。

(自認書の作成)

第9条 違反処理担当者は、規程第5条に定める違反の調査を行う場合又は立入検査時において関係者等に自認させておく必要があると認める場合は、自認書(第3号様式)を作成し、関係者等の署名を徴しておくものとする。

(違反処理を留保する場合の留意事項)

第10条 次に掲げる場合で、違反処理基準に従って違反処理することが行政上適切でない合理的理由が存すると認められるときは、違反処理を留保するものとする。

(1) 都市計画等により、違反防火対象物及び危険物違反処理対象物の取り壊し、移転等の工事が具体化している場合

(2) 違反処理対象物の所有権等の権利関係について係争中であり、違反処理

の名あて人が特定できない場合

(3) その他社会通念上違反処理を留保することが妥当な場合

2 前項の理由により違反処理を留保したときは、違反処理の危険性に対応した代替的安全措置又は防火管理上の安全対策を講じさせるとともに、その事実を記録しておくものとする。

(現場における消防吏員の措置命令)

第11条 消防吏員は、規程第7条第2項に定める緊急を要する措置命令を口頭で行うときは、電話等により消防長へ報告して事前に許可を受けなければならない。

2 前項に定める措置命令を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 火災発生のおそれが著しく大であり、特に緊急の必要があると認めた場合で文書により命令するいとまのないときに行うこと。

(2) 火災予防上危険な行為者又は物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、法第3条第1項各号に定められた事項について、必要な措置内容を簡明適切に命じること。

(3) 命令に際しては、法第3条第1項又は第5条の3第1項に定める措置命令である旨を、前号の行為者又は関係者で権原を有する者に適確に伝達すること。

(4) 必要な措置内容の判断が困難な事案については、予防課長にその旨速報し、指示を受けること。

3 消防吏員は、第1項の口頭による命令を行った場合は、すみやかに違反の口頭処理報告書(規程第2号様式)を作成し、消防長へ報告しなければならない。

(緊急時の命令の要領)

第12条 規程第9条第3項に定める緊急時の命令の要領は、次のとおりとする。

- (1) 消防長以外の消防吏員が口頭により命令を行う場合は、当該関係者等に対し、消防長の命により命令を行う旨（法第3章に係る命令にあつては、市長の命により命令を行う旨）及び命令の根拠法条を告げるとともに、命令事項（履行期限を含む。）を具体的かつ明確に命ずること。
- (2) 前号により命令を行った場合は、すみやかに消防長に必要事項を報告すること。

なお、当該関係者等が命令に従わないときは、その措置について指示を受けること。

（警告書の交付）

第13条 規程第8条第3項の定めにより交付する警告書は、次のとおりとする。

- (1) 防火対象物に関する警告書 規程第3号様式（その1）
- (2) 危険物製造所等に関する警告書 規程第3号様式（その2）
- (3) その他の警告書 規程第3号様式（その3）

2 規程第8条第2項第1号に定める違反の是正を指示したにもかかわらず、当該違反が是正されないときは、次のとおりとする。

- (1) 春日井市火災予防査察規程（昭和63年消防本部訓令第1号。以下「査察規程」という。）第10条に定める改修（計画）報告書（査察規程第3号様式。以下「改修計画書」という。）を提出期限内に提出しないとき又は改修計画書に定める期限内に改善措置が行われないうとき。
- (2) 改修計画書に記載された改善措置が具体的かつ合理的なものでないため、当該計画の見直しについて指導したにもかかわらず従わないとき。

3 警告書の交付は、第2条に定める違反処理基準によるものとし、原則として法的措置の前段階として行うものとする。

4 前1項により交付する警告書には、次の事項を明記して交付するものとする。

- (1) 警告に従わない場合は、命令又は告発措置を執ること。

(2) 命令を行った場合は、命令を受けた者の氏名、命令の内容等を記載した標識の設置を行うこと。

(3) 命令を行った場合は、命令を受けた事実を春日井市ホームページ上に公表すること。

(通告書の交付)

第14条 消防長は、前条の定めにより交付した警告書の履行期限までに警告事項の履行が確認されない場合は、法的措置をもって対処することの意思表示として、通告書（第4号様式）を交付するものとする。

(命令書の交付)

第15条 規程第9条第2項の定めにより交付する命令書は次のとおりとする。

(1) 防火対象物及び物件の除去に関する命令書 規程第4号様式（その1）

(2) 危険物製造所等に関する命令書 規程第4号様式（その2）

2 規程第9条第3項の定めによる口頭命令を行った場合の処理は、第11条の規定を準用する。

3 前項の口頭命令を行った場合は、すみやかに同一日及び同一内容の命令書を消防長名で交付するものとする。ただし、違反内容が法第3章の規定に違反するものである場合は、春日井市長名により交付するものとする

4 命令書の交付は、第2条に定める違反処理基準によるものとする。

(命令解除の通知)

第16条 規程第11条に定める命令の解除をする場合は、必ず現地調査を実施して命令事項の一部履行等により、命令を継続させる理由が失われていることを確認した後に、命令解除通知書（規程第7号様式）を交付するものとする。

(警告等に係る留意事項)

第17条 規程第8条に定める警告又は規程第9条に定める命令（以下「警告等」という。）を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 警告等の名あて人は、当該警告又は命令事項について履行義務のある違

反行為者又は関係者（以下「関係者等」という。）でなければならないので、よく調査し、その特定を誤らないようにすること。

(2) 規程第15条に定める聴聞の開催又は弁明の機会の付与が適切に行われたかどうかの検討及び聴聞の開催又は弁明の機会を付与してもなお、違反事実が命令の要件として適当かどうかの検討をすること。

(3) 警告等の要件となる違反事実の確認及び措置内容等の決定は、おおむね次の事項を確認し、法令の適用を誤らないようにすること。

ア 違反対象物の建築（新、増、改築を含む。）の年月日、用途、規模又は収容人員等

イ 法定の危険物等に該当するか否か、及び類別、品名、数量、倍数の該当区分等

ウ 法令の改正、そ及又は緩和規定等の有無及び関係法令との関連事項等

エ 警告又は命令事項が法令規制の範囲内の事項であるか等

（催告）

第18条 消防長は、履行期限内に命令事項が履行される見込みがないと認められるときは、履行期限が経過した後、おおむね1ヵ月以内において催告書（規程第5号様式）を交付して命令事項の履行を促すものとする。

（公示の要領）

第19条 消防長は、規程第10条に定める命令に係る公示を行う場合は標識の設置のほか、次によるものとする。

(1) 消防本部での掲示

(2) 消防署・各出張所での掲示

(3) 春日井市役所掲示板での掲示

(4) 春日井市ホームページ上への掲載

2 標識の設置要領は、次のとおりとする。

(1) 標識は道路等の外部から見えやすく、かつ、防火対象物又は危険物製造

所等に出入りする人々から見えやすい場所に設置すること。

- (2) 設置する場合は現場での言動に注意し、当該防火対象物又はその敷地内の物件を壊すことのないようにすること。
- (3) 設置した状況を写真撮影しておくこと。
- (4) 設置した後は、標識が破棄又は汚損、隠蔽されないよう適宜監視を行うこと。又標識が破棄された場合等は再度設置すること。
- (5) 標識の設置を拒み若しくは妨げられた場合又は設置された標識を損壊された場合は、当該行為者の氏名及び当該行為の行われた日時など違反内容、指導経過等を添えて所轄警察署長へ告発することも考慮すること。
- (6) 違反が是正された場合は、すみやかに標識を撤去すること。

3 規程第10条に定めるに命令に係る標識（規程第6号様式）は、別添のとおり
に読み替えて行うものとする。

（履行期限の留意事項）

第20条 警告又は命令事項の履行期限の決定に際しては、次の事項に留意し、警告又は命令の内容に適応した妥当な履行期限を定めること。

- (1) 緊急に措置を要する事案であっても物理的に履行不可能なものとならないようにすること。
- (2) 構造、設備の改修又は消防用設備等の設置に係るものにあつては、当該措置の内容、設備の種類、工事規模等を検討したうえ決定すること。
- (3) 許認可又は届出等の手続き違反で当該書類の提出に係るものにあつては、当該許可申請書等の書類作成を代理人等に依頼する例が多いので、作成に要する日数を見込んだ期限とすること。

2 警告から命令に移行する場合は、警告における履行期限の経過日数を考慮することによる命令の履行期限の短縮をしないこと。

（特例認定の取消しに係る留意事項）

第21条 規程第13条に定める特例認定の取消しを行う場合は、規程第15条による

聴聞の開催が適切に行われたかどうかの検討、及び聴聞を開催してもなお、認定の取消しを必要とするのか検討すること。

2 特例認定取消書（規程第12号様式）の交付は、第2条に定める違反処理基準によるものとする。

（許可の取消しに係る留意事項）

第22条 規程第14条に定める許可の取消しを行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

（1）名あて人は、当該許可の取消しに係る施設の処分について権原のある関係者でなければならないので、よく調査し、その特定を誤らないようにすること。

（2）規程第15条による聴聞の開催が適切に行われたかどうかの検討、及び聴聞を開催してもなお、違反事実が許可の取消しの要件として適切かどうかの検討をすること。

（3）許可の取消しの要件となる違反事実の確認は、おおむね次の事項を確認し、法令の適用を誤らないようにすること。

ア 製造所等の設置許可（移動タンク貯蔵所にあつては、変更許可を含む。）年月日及び許可番号等

イ 命令違反に係る許可の取消しの場合は、当該命令が、許可の取消しの要件に該当するか等

2 許可取消書（規程第11号様式）の交付は、第2条に定める違反処理基準によるものとする。

（告発に係る留意事項）

第23条 規程第16条に定める告発を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

（1）刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第250条に定める公訴時効の期限内に公訴の提起が可能となるように行うこと。

（2）命令違反等による告発の構成要件を立証するために必要な証拠資料及び

犯罪の情状等の認定資料を収集整備したうえで行うこと。

(3) 証拠物件の収集は、次によること。

ア 証拠物件として、資料の提出を命じ又は報告を求め、若しくは収去するときは、規程第12条、春日井市危険物規制規則（昭和41年規則第33号）第14条及び第15条に定める関係書類を作成し、保存しておくこと。

イ 前記アにより、提出を求め又は収去する物品の量は、おおむね、液体にあつては0.5リットル、固体にあつては500グラムとすること。ただし、法別表第4類の疑いのある塗料類又は接着剤等にあつては、おおむね1リットルとすること。

ウ 前記イの証拠物件は、それぞれ当該事業所等より提出又は収去された物件に相違ない旨、関係者の自認書により現認させておくこと。この場合にあつては、容器等に必要事項を記載したラベルを貼付する等、容易に識別できる方法を講じておくこと。

エ 収集した証拠物件は、厳重に保管しておくこと。

(過料事件の通知の留意事項)

第24条 規程第17条に定める過料事件の通知を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 通知は、郵送により行うこと。

(2) 通知に際しては、次の違反事実を証明する資料を添付すること。

ア 法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者に係る通知の添付資料

(ア) 当該防火対象物の管理権原者であつたことを証明する資料

(イ) 特例認定を受けたことを証明する資料

(ウ) 当該防火対象物の管理権原者に変更があつたことを証明する資料

(エ) 過料に処せられるべき者の住所地を証明する資料

イ 法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者に係る通知の添付

資料

(ア) 法第17条第3項の認定を受けたことを証明する資料

(イ) 総務省令で定める軽微な変更を行ったことを証明する資料

(代執行に係る留意事項)

第25条 規程第18条に定める代執行を行う場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 代執行を行うときは、事前に代執行に伴う作業、警戒及び経費等につき、具体的な計画をたてること。
- (2) 戒告書の履行期限は、警告書又は命令書の履行期限に準じた妥当なものとする。
- (3) 執行責任者は、違反処理担当者がこれにあたるものとし、代執行の現場に赴くときは、常に規程第18条第3項第4号に定める代執行責任者証票を携帯し、要求があつたときは、これを呈示すること。

2 代執行の執行要領は、次のとおりとする。

- (1) 代執行を行うときは、代執行の計画内容、日時、人員、作業の方法等その他必要な事項について、事前に消防長に報告すること。
- (2) 代執行を行うときは、現地を管轄する警察署長に対し、作業中の警備等について協力を依頼すること。
- (3) 執行責任者は、代執行作業中における事故防止に努めるとともに、経過を明らかにするため、写真撮影等により作業状況を記録しておくこと。

(略式の代執行に係る留意事項)

第26条 消防長は、規程第19条の規定に基づき物件を保管したときは、保管物件公告（第5号様式）により公示するとともに、保管物件等一覧簿（第6号様式）を作成し、随時関係のある者が閲覧できるようにしておくものとする。

2 前項の公示は、第18条第1項各号によるものとし、保管を始めた日から起算して14日間掲示すること。

(送達に係る留意事項)

第27条 規程第21条に定める送達の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 警告書、通告書、命令書、催告書、特例認定取消書、許可取消書、戒告書、代執行令書、代執行費用納付命令書及び違反事項通知書（以下「警告書等」という。）を交付するときは、当該関係者等に口頭により違反の内容、危険性、措置内容、その他必要な事項の説明を行うこと。
- (2) 警告書等をやむを得ず、代理者に交付しなければならないときは、当該事業所等における名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等の名あて人と相当の関係にある者に手交し、受領書に代理受領した旨記載させること。
- (3) 前号の場合は、名あて人より改めて「受領書」を徴するため、代理受領者に「受領書」を交付し、後日すみやかに提出させること。
- (4) 警告書等の受領者が、受領又は受領の署名を拒否した場合は、受領書余白に、その旨を記載しておくこと。

2 警告書等の送達に際し、被送達者の住所不明により規程第21条に定める内容証明又は配達証明による郵送ができない場合は、公示送達をもって行うものとする。

(違反処理結果の確認等の要領)

第28条 規程第24条に定める違反処理結果の確認等の要領は、次のとおりとする。

- (1) 警告等を行った場合は、おおむね1箇月に1回以上、その履行状況を確認するとともに、履行期限が経過したとき及び告発するときは、すみやかに是正状況の調査を行うこと。
- (2) 前号による確認又は調査は、関係者の立会を求め、第5条に定める違反調査に係る留意事項を遵守して、警告又は命令事項の内容について綿密に

行うこと。

- (3) 第1号の調査を命じられた違反処理担当者は、その結果を履行状況調査報告書(第7号様式)により消防長に報告すること。

(資料提出等の命令要領)

第29条 規程第6条の処理を行うために必要な資料の提出及び報告の徴収を命ずる場合は、火災予防上必要と認められるもののうち、資料としてすでに存在しているもの又は法律上作成義務があるものは、資料提出命令書(規程第8号様式)で提出を求めることとし、資料として存在しないが火災予防上の観点から違反対象の実態を把握するために必要と認めるものは、報告徴収書(規程第9号様式)による提出を命ずるものとする。

2 前項の規定による資料提出及び報告は、資料提出・報告書(規程第10号様式)により提出させるものとし、関係者等に提出書類の返還の可否を確認の上、資料・報告受領書(第8号様式)を交付すること。

3 資料提出者が提出書類の返還を求めたときは、違反処理を行う上で必要な措置を講じた後、返還を受ける者の署名をした資料・報告受領書と引き換えに提出を受けた資料を返還するものとする。

(関係行政機関との連絡協調の要領)

第30条 規程第22条に定める関係行政機関との連携の要領は、次のとおりとする。

- (1) 違反処理のうち、次に掲げる場合は、関係行政庁と事前協議すること
- ア 建築関係法令違反の防火対象物に対し、法第5条又は法第17条の4の規定に基づき、命令を行う場合で、命令事項の内容により協議する必要があると認めるとき。
 - イ 前記ア以外の場合で、特に協議する必要があると認めるとき
- (2) 前号の協議は、事前協議書(第9号様式)により、関係行政庁に対して行うこと。

2 違反の確定に際して必要があると認められる場合は、次の書面により関係行政機関に関係資料の交付依頼等を行うものとする。

- (1) 火災予防関係事項照会書（第10号様式）
- (2) 住民票・戸籍謄（抄）本交付依頼書（第11号様式）
- (3) 商業登記簿謄本交付依頼書（第12号様式）
- (4) 不動産登記簿謄本交付依頼書（第13号様式）
- (5) 風俗営業等許可台帳照会書（第14号様式）
- (6) 食品営業許可台帳照会書（第15号様式）
- (7) 家屋課税台帳照会書（第16号様式）

（出頭要請の要領）

第31条 違反処理のために関係者等の出頭を求め、警告又は命令事項の履行状況又は履行計画等について事情を聴取する必要があるときは、出頭要請書（第17号様式）により、当該関係者等に対して任意による出頭を要請するものとする。

（違反処理台帳の作成）

第32条 違反処理を行った事案については、その経過を違反処理台帳（第18号様式）に記入し、違反処理が完結するまで管理しなければならない。

2 違反処理台帳には、次に掲げる書類を備えるものとする。

- (1) 違反調査復命書綴
- (2) 履行状況調査復命書綴
- (3) 警告書、命令書等の副本綴
- (4) 告発関係書類綴
- (5) 違反処理関係通達綴
- (6) 違反処理参考書類綴
- (7) 出頭要請書の副本綴

（違反処理状況の登録）

第33条 消防長は、違反処理を行った場合は予防情報支援システムに登録し、その状況及び経過を管理しなければならない。

(違反処理の通知)

第34条 消防長は、次の違反処理を行った場合は、違反処理通知書（第19号様式）により署長、消防本部の各課長、各出張所長及び通信指令室長に通知するものとする。

(1) 警告、命令、告発及び代執行を行ったとき

(2) 前号に掲げる違反処理が完結したとき

(雑則)

第35条 規程及びこの要領に定めるもののほか、処理手順、処理事項及びその解説等で必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市火災予防違反処理規程事務処理要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市火災予防違反処理規程事務処理要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第3号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 春日井市消防長

自認者
住 所
氏 名 (自署)

自 認 書

私は、次の事項に相違がないことを認めます。

自認日時

年 月 日 時 分

自認場所

自認内容

第4号様式（第14条関係）

（その1）

第 号
年 月 日

通 告 書

住 所
氏 名

様

春日井市消防長

印

所在地

名 称

用 途

上記対象物（物件）は、 年 月 日付け 第 号をもって警告した事項について、いまだ履行が確認されていないので、 年 月 日までに履行するよう通告します。

なお、この通告に従わない場合は、 の規定に基づく命令又は告発を行います。

また、命令を行ったときは、当該対象物（物件）に命令を受けた者の氏名、命令の内容等を記載した標識の設置及び春日井市ホームページ上への掲載等により公示を行います。

警告事項

第4号様式（第14条関係）
（その2）

第 号
年 月 日

通 告 書

住 所
氏 名 様

春日井市長 印

名 称
設 置 場 所
製造所等の別
貯蔵所又は取扱所の区分
設置許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
完成検査年月日及び番号 年 月 日 第 号

上記対象物（物件）は、 年 月 日付け 第 号をもって警告した事項について、いまだ履行が確認されていないので、速やかに履行するよう通告します。

なお、この通告に従わない場合は、 の規定に基づく命令又は告発を行います。

また、命令を行ったときは、当該対象物（物件）に命令を受けた者の氏名、命令の内容等を記載した標識の設置及び春日井市ホームページ上への掲載等により公示を行います。

警告事項

第 号
年 月 日

保 管 物 件 公 告

春日井市消防長 印

次の物件は、 と認めるので、消防法第3条第2項又は同法第5条の3第2項の規定により保管をしました。心あたりのある人は、すみやかに春日井市消防本部まで申し出てください。

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管を始めた日
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市消防本部 課

担当（担当者名）

電話

第7号様式 (第28条関係)

第 号 年 月 日	
春日井市消防長 様	
所 属 階 級 氏 名	
印	
履 行 状 況 調 査 報 告 書	
(警告命令) 事項の履行状況について調査した結果を、次のとおり報告します。	
調査日時	年 月 日 時 分
警 告 ・ 命 令 書	交付年月日 年 月 日
	文書番号 春消予第 号
	履行期限 年 月 日
立会者職・氏名	
対 象 物	所在地
	名 称
	用途又は 製造所等の別
関係者	
履行状況	
調査担当者 所見	

第8号様式 (第29条関係)

年 月 日	
様	
春日井市消防長 印	
資料・報告受領書	
年 月 日 第 号により〔資料提出 報告徴収〕された〔資料 報告書〕	
を、次のとおり〔保管 受領〕しました。	
提出された〔資料 報告書〕は、必要がなくなった場合は、〔返還 処分〕します。	
なお、提出された〔資料 報告書〕の返還を求める場合は、返還に際して、この 受領書が必要となりますので処分しないようにしてください。	
受領日	年 月 日
資料・報告書名	

返 還 証

上記の〔資料
報告書〕については、 年 月 日に返還を受けまし
た。

返還を受けた〔資料
報告書〕に、相違はありません。

受領者
住 所
氏 名 (自署)

第9号様式（第30条関係）

（その1）

第 号 年 月 日			
様			
春日井市消防長			印
命令処分に係る事前協議について（照会）			
<p>次の対象物は、と認められるので、消防法令に基づく 命令処分を行うに先だち、貴職のご意見を伺いたいので、別紙様式によりご回答 願います。</p>			
回答期限		年 月 日	
対象物	所在地		
	名 称	用途又は 製造所等の別	
関係者	住 所		
	氏 名		
構造規模			
命令予定事項			
照会内容			
参考事項	消防法第35条の13の規定に基づく照会及び協力依頼		

第9号様式（第30条関係）

（その2）

第 号 年 月 日			
（宛先） 春日井市消防長			
住 所 氏 名			
命令処分に係る事前協議の回答について			
年 月 日付け 第 号により照会のあった事前協議について、次のとおり回答します。			
対象物	所在地		
	名 称	用途又は 製造所等の別	
関係者	住 所		
	氏 名		
許認可又は 確認年月日 及び番号			
法令違反の有無 (根拠法条)			
意 見			

第10号様式（第30条関係）

第 号
年 月 日

火 災 予 防 関 係 事 項 照 会 書

様

春日井市消防長 印

火災予防上必要があるので、次の事項につき回答願いたく、消防法第35条の13の規定に基づき照会します。

照会消防本部名 春日井市消防本部（春日井市鳥居松町5丁目44番地）

照会者氏名

連絡電話番号

第11号様式 (第30条関係)

第 号
年 月 日

市長
様

春日井市消防長 印

住民票・戸籍謄 (抄) 本の交付依頼書

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の種類について公用として交付願います。

- 1 必要書類 (本籍入り) 通
- 2 氏 名 (年 月 日生まれ)
- 3 本籍地等

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市消防本部 課

担当 (担当者名)

電話

第 号
年 月 日

法務局
支局長（出張所長） 様

春日井市消防長 印

商業登記簿等謄本交付依頼書

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の種類について公用として交付願います。

- 1 必要書類 履歴事項全部証明書 通
- 2 法人名
- 3 法人所在
- 4 手数料 登記手数料令第19条により免除
- 5 照会の根拠となる法令等
消防法第35条の13
- 6 照会理由
消防法令違反を通知する名宛人の特定のため

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市消防本部 課
担当（担当者名）

電話

第13号様式（第30条関係）

第 号
年 月 日

法務局
支局長（出張所長） 様

春日井市消防長 印

不動産登記簿謄（抄）本交付依頼書

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の種類について公用として交付願います。

- 1 必要書類 全部事項証明書 通
- 2 土地・建物の所在
- 3 土地・家屋番号
- 4 手数料 登記手数料令第19条により免除
- 5 照会の根拠となる法令等
消防法第35条の13
- 6 照会理由
消防法令違反を通知する名宛人の特定のため

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市消防本部 課

担当（担当者名）

電話

第 号
年 月 日

警察署長 様

春日井市消防長 印

風俗営業等許可台帳の照会について（依頼）

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の営業施設の風俗営業等許可台帳の照会を依頼します。

1 対象施設

住所：

名称：

2 照会事項

- ・ 営業者氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の役職・氏名）
- ・ 営業者住所（法人の場合は、法人所在地）
- ・ 営業所名称
- ・ 営業所住所
- ・ 営業所電話番号

3 照会の根拠となる法令等

消防組織法第42条第1項及び消防法第35条の13

4 照会理由

消防法令違反を通知する名宛人の特定のため

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市消防本部 課

担当（担当者名）

電話

第 号
年 月 日

保健所長 様

春日井市消防長 印

食品営業許可台帳の照会について（依頼）

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の営業施設の食品の営業者台帳の照会を依頼します。

1 対象施設

住所：

名称：

2 照会事項

- ・ 営業者氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の役職・氏名）
- ・ 営業者住所（法人の場合は、法人所在地）
- ・ 営業所名称
- ・ 営業所住所
- ・ 営業所電話番号

3 照会の根拠となる法令等

消防法第35条の13

4 照会理由

消防法令違反を通知する名宛人の特定のため

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市消防本部 課

担当（担当者名）

電話

第 号
年 月 日

春日井市財政部
資産税課長 様

春日井市消防本部
予防課長

家屋課税台帳の照会について（依頼）

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の家屋の家屋補充課税台帳の照会を依頼します。

1 対象家屋

住所：

名称：

2 照会事項

- ・所有者（納税者）氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の役職・氏名）
- ・所有者（納税者）住所（法人の場合は、法人所在地）

3 照会の根拠となる法令等

消防法第35条の13

4 照会理由

消防法令違反を通知する名宛人の特定のため

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市消防本部 課

担当

電話

第 号
年 月 日

様

春日井市消防長

出 頭 要 請 書

所在地
名 称

あなたの所有・占有・管理する上記対象物には消防法違反があるため、
しますので、次のとおり出頭されるよう要請します。

- 1 出頭日時
- 2 出頭場所
- 3 違反事項等
- 4 その他
 - (1) 指定した日時に出頭できない場合には、次の連絡先まで連絡してください。
 - (2) 本状到着までの間に違反事項が改善された場合は、連絡してください。

問い合わせ先

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市消防本部 課

担当

電話

第18号様式（第32条関係）

違反処理台帳

年 月 日作成

対象物	所在地			
	名称			
	台帳番号		用途又は 製造所等の別	
関係者	住所			
	法人名			
	職・氏名			
第1次措置		第2次措置		第3次措置
違反処理の区分		違反処理の区分		違反処理の区分
交付日		交付日		交付日
年 月 日		年 月 日		年 月 日
送達方法		送達方法		送達方法
手交・郵送 ()		手交・郵送 ()		手交・郵送 ()
受領日		受領日		受領日
年 月 日		年 月 日		年 月 日
計画書等の提出日		計画書等の提出日		計画書等の提出日
年 月 日		年 月 日		年 月 日
催告等実施日		催告等実施日		催告等実施日
年 月 日		年 月 日		年 月 日
是正完了日		是正完了日		是正完了日
年 月 日		年 月 日		年 月 日
特記事項				

第19号様式（第34条関係）

第 号 年 月 日			
各課等、消防署、出先機関の長 様 消 防 長			
違 反 処 理 通 知 書			
次の対象物について、 〔 措置をとった 〕 〔 違反処理が完結した 〕 ので通知します。			
処理の概要			
対象物	所在地		
	名 称	用途又は 製造所等の別	
関係者	住 所		
	法人名		
	職・氏名		
違反法条			
違反概要			
意見等			

備考 必要に応じて関係文書又はその写しを添付すること

第6号様式（第10条関係）

（その1）

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地

防火対象物の名称

命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法に違反しており、火災の予防に危険、かつ、火災が発生した場合に人命に危険であると認めるので、 年 月 日、消防法第 条の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

(命令事項を赤文字で記載)

年 月 日

春日井市消防長

注 意

- この標識は、消防法第 条の規定に基づき設置しているものである。
- この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

備考1 大きさは、日本産業規格A3程度とする。

2 色彩は、文字を黒色（太字は赤色）、地色を白色とする。

消防法による命令の公告

危険物施設の所在地

危険物施設の名称

命令を受けた者の氏名

この危険物施設は、消防法に違反しており、火災の予防に危険、かつ、火災が発生した場合に人命に危険であると認めるので、 年 月 日、消防法第 条の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

(命令事項を赤文字で記載)

年 月 日

春日井市長

注意

- この標識は、消防法第 条の規定に基づき設置しているものである。
- この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

備考1 大きさは、日本産業規格A3程度とする。

2 色彩は、文字を黒色（太字は赤色）、地色を白色とする。